

●保育理由の証明書類一覧表

下表のうち、現在あなたが該当する保育理由に応じて、各証明書類を提出してください。

両親世帯の場合は、両親それぞれについて、保育理由に応じた証明書類を提出してください。

なお、今現在認定を受けている保育理由から、別の保育理由へ変更する場合は、在籍園から「認定内容変更届」をもらい記入し、新しい保育理由の証明書類と一緒に在籍園へ提出してください。

保 育 理 由	証 明 書 類	備 考
就 労	就労証明書	在籍中（又は内定中）の会社に作成を依頼してください。 なお、自営の方は御自身で作成してください。
	※別にお配りしている「就労証明書の記載必要項目チェックリスト」にて、記載漏れ等がないか必ず確認してから、提出して下さい。	
妊 娠 ・ 出 産	母子手帳の写し（以下２ページ分） ①表紙等（母の氏名の記載があるページ） ②分娩予定日の記載があるページ ※すでに一度提出済みの場合でも、お手数ですが同じ書類の写しを添付してください。	以下の期間内（予定含む）にあてはまる場合に該当します。 ● 出産前＝分娩予定日から起算して８週間前（分娩予定日を含めて５６日前） ※双子等の多児妊娠の場合は１４週間前（分娩予定日を含めて９８日前） ● 出産後＝出産日の翌日から起算して８週間後（出産日の翌日を１日目として５６日後）
疾 病 ・ 障 害	① 診断書又は障害者手帳の写し ② 疾病・障がい状況申告書	診断書には、「就労及び児童の保育が困難である」旨の記載が必要です。 なお、疾病・障がい状況申告書は、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の等級が１級・２級の方、療育手帳Ａの方、寝たきりや入院中の方については提出不要です。
介 護 ・ 看 護	① 診断書 ② 介護・看護状況申告書	保護者が御家族の介護・看護のため、児童の保育ができない場合に該当します。 診断書には、「日常的な介護（看護）を要する」旨の記載が必要です。
就 学	① 在学証明書 ② 就学状況申告書	在学証明書は、通学中の学校等からお取り寄せください。
育 児 休 業	就労証明書	育児休業に関する項目の記載が必要です。 なお、育児休業期間中は、保育短時間認定となります。
	※別にお配りしている「就労証明書の記載必要項目チェックリスト」にて、記載漏れ等がないか必ず確認してから、提出して下さい。	
求 職 活 動	就労約束書	求職活動期間内（入所日又は前職退職日の翌日から９０日目が属する月の末日まで）にあてはまる場合に該当します。なお、求職活動期間中は、保育短時間認定となります。
	【今現在の保育理由が求職活動の方へ】 すでに一度、就労約束書を提出されている場合は、再度提出する必要はありません（今回の現況調査では証明書類の提出は不要）。 就職先が決まり次第、認定内容変更届と一緒に、新勤務先の就労証明書を提出してください。 なお、求職活動期間内（入所日又は前職退職日の翌日から９０日目が属する月の末日まで）に就職等ができなかった場合は、原則退所（認定こども園の３歳以上児については教育認定（１号）へ変更）となりますので、ご注意ください。	
そ の 他	市役所こども育成課までお問い合わせください。	